



社会福祉法人大東福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

策定日：2021年3月8日

当施設では、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間

2. 内容

子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率13%以上

女性職員・・・取得率75%以上

<対策>

令和3年4月～

- ① 制度に関するパンフレットの配布、職員への周知
- ② 育児休業取得者を対象とした個別面談の実施

目標2 所定外労働を削減するため、部署毎に所定外労働および業務の現状把握を行い、作業の効率化を図る。

<対策>

令和3年4月～

- ① 所定外労働の現状を把握
- ② 部署毎に業務の優先順位や業務分担の見直しを実施
- ③ 介護ロボットやICT導入による業務の軽減化を図る

以上



社会福祉法人大東福祉会

女性活躍推進法に基づく行動計画

策定日：2021年3月8日

当施設では、女性の就業継続を促進し、能力を十分に発揮し活躍できる職場環境の整備に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間
2. 課題 : 女性の勤続年数が男性に比べて短い
3. 目標と取組内容・実施時期

＜目標＞ 女性の平均勤続年数について男性の平均勤続年数の95%以上を目標とする

＜取組1＞残業の削減 2021年4月～

業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行い、部署間で改善方法や状況について情報共有を実施する。

介護ロボットやICT導入による作業の効率化を図る。

＜取組2＞面談の実施 2021年4月～

結婚、出産、子の就学などにおける家庭環境の変化時に、所属長または施設長が面談を行い、職場定着を推進する。

以上